

特集

2023. 1

【新春・税務読本】 インボイス制度の基礎知識

消費税の仕入税額控除の方式が、令和5年10月1日より、現在の区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に変更されます。

現在は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者は、消費税の申告納税義務はありませんし、取引の相手方が免税事業者であっても特に問題はありません。

ところが、インボイス制度が導入されると、相手方が免税事業者の場合には、仕入税額控除の適用が受けられなくなります。（経過措置として、一定期間に限り一定の仕入税額控除ができます。）

そのため、免税事業者は取引から排除されたり、消費税等相当額の値引きを求められたりする可能性があり、課税事業者となることを選択するか否かの判断が必要となります。

ここでは、消費税の基本的事項を確認しつつ、インボイス制度の基礎知識について、解説していきます。

I インボイス制度の基礎知識

1. インボイス制度とは

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、消費税の複数税率に対応するものとした仕入税額控除の方式です。

消費税の仕入税額控除の適用を受けるために、現在は、①一定の事項が記載された帳簿の保存、②区分記載請求書等の保存のふたつが要件とされています。（区分記載請求書等保存方式）

これが、令和5年10月1日から、①一定の事項が記載された帳簿の保存、②インボイス（適格請求書等）の保存のふたつに変更されることになります。

◆納付税額の計算

消費税は、税の累積負担を排除するため前段階税額控除方式を採用しており、納付すべき消費税額の計算方法は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る仕入税額を差し引いて計算することになり、この課税仕入れ等に係る仕入税額を差し引くことを仕入税額控除といいます。

2. インボイスとその記載事項

インボイス（適格請求書）とは、売り手が買い手に対して消費税の正確な適用税率や消費税額等を伝えるために登録番号や一定の事項が記載して作

(2)

成する書類（請求書や納品書その他これらに類するもの）をいいます。

インボイスの記載事項は次のとおりです。

i 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

ii 取引年月日

iii 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

iv 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）および適用税率

v 税率ごとに区分した消費税額等

vi 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

なお、様式は法定されていませんので、上記の事項が記載されているものであれば、名称は問いませんし、手書きであってもインボイスに該当します。

◆区分記載請求書の記載事項

現行の区分記載請求書の記載事項は次のとおりです。

i 請求書発行者の氏名または名称

ii 取引年月日

iii 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

iv 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

v 請求書受領者の氏名または名称

したがって、インボイスにおいて現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項は、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等となります。

3. 適格簡易請求書

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業（スーパーなど）、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限ります）等に係る取引については、インボイス（適格請求書）に代えて適格簡易請求書を交付することができます。

適格簡易請求書の記載事項は、次のとおりです。

i 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号

ii 取引年月日

iii 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

iv 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）

v 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

4. 適格請求書発行事業者の登録

インボイスを交付することができるには、適格請求書発行事業者に限られます。

適格請求書発行事業者になるためには、事前に申請して税務署長の登録を受ける必要があります。

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるには、消費税の課税事業者に限られます。課税事業者であっても、登録をするか否かは任意ですが、インボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者となるための登録をする必要があります。

登録方法は、登録申請書をe-Taxまたは書面（郵送）により提出することになります。

e-Taxにより提出する場合には、「e-Taxソフト」のほか、パソコンを利用して申請する「e-Taxソフト（WEB版）」、スマートフォンやタブレットを利用して申請する「e-Taxソフト（SP版）」（個人事業者のみ可能）により行うことができます。e-Taxによる場合には、マイナンバーカード等の電子証明書、利用者識別番号が必要となります。

なお、郵送の場合の送付先は、所轄税務署ではなく、各国税局インボイス登録センターです。

5. 登録時期

適格請求書発行事業者の登録は、令和3年10月1日より開始されており、令和5年10月1日より適格請求書発行事業者となるためには、原則として令和5年3月31日（6ヶ月前）までに登録申請書の提出が必要です。

ただし、令和5年3月31日までに登録申請書の提出ができなかったことについて「困難な事情」がある場合には、令和5年9月30日までに登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます。

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問わないとされています。

また、「困難な事情」の記載がない登録申請書を提出して令和5年10月2日以後に登録を受けた場合の登録日は、令和5年10月1日ではなく、その登録を受けた日となりますので注意する必要があります。

6. 登録通知

適格請求書発行事業者の登録の通知については、登録申請書をe-Taxによって提出した場合で、登録通知について電子での通知を希望したときは、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納されます。

登録申請書をe-Taxによって提出した場合で、登録通知について電子での通知を希望しないとき、登録申請書を書面で提出したときは、登録番号等が記載された登録通知書（書面）が送付されます。

7. 適格請求書発行事業者の公表

登録された適格請求書発行事業者については、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます。

適格請求書発行事業者公表サイトでは、登録番号を入力することによって、誰でもその登録番号に係る適格請求書発行事業者の登録事項を確認することができます。

また、「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能、適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能もあります。

適格請求書発行事業者公表サイトの公表事項は、次のとおりです。

- i 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ii 法人の場合は本店または主たる事務所の所在地
- iii 登録番号
- iv 登録年月日
- v 登録取消年月日・登録失効年月日

◆登録番号

登録番号は、「T」+「13桁の数字」となり、法人については、13桁の数字は法人番号の数字です。個人については、個人番号（マイナンバー）とは無関係の数字です。

インボイスへの記載方法としては、例えば「T1234567890123」や「T-1234567890123」のようになります。半角・全角のどちらでも構いません。

なお、個人事業者の氏名について住民票に併記されている旧姓（旧姓）、または住民票に記載されている外国人の通称を氏名として公表することを希望する場合またはこれらを氏名と併記して公表を希望する場合には、登録申請書とは別に「公表申出書」を提出することになります。

また、個人事業主の主たる屋号、主たる事務所の所在地等、人格のない社団等の本店または主たる事務所の所在地についても、「公表申出書」を提出することによって公表されます。

8. 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者となった場合には、次の義務が課されることになります。

- i 適格請求書（インボイス）の交付
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて適格請求書または適格簡易請求書を交付する。
- ii 適格返還請求書の交付
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合には、適格返還請求書を交付する。
- iii 修正した適格請求書の交付
交付した適格請求書等に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付する。
- iv 写しの保存
交付した適格請求書等の写しを保存する。

写しについては、交付した日の属する課税期間の末日から2ヶ月を経過した日から7年間の保存が必要です。

◆写しの保存

交付した適格請求書等の写しの保存については、交付した書類そのものを複写したものに限らず、その適格請求書等の記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれますので、例えば、複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細表などの保存があれば足りることとされています。

9. 交付義務の免除

インボイスを交付することが困難な次の取引については、インボイスの交付義務が免除されます、i バスまたは鉄道、公共交通機関である船舶による旅客の運送（3万円未満のものに限ります）

◆3万円未満の課税仕入れ

現行の区分記載請求書等保存方式において、3万円未満の課税仕入れや請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときについては、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていますが、インボイス制度の開始後は、これらの規定は廃止されます。

ii 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります）
iii 生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります）
iv 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります）

◆自動販売機・自動サービス機

適格請求書の交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービス機とは、代金の受領と資産の譲渡等が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほ

か、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。

なお、小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように機械装置により単に精算が行われているだけのもの、コインパーキングや自動券売機のように代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるもの、資産の譲渡等は別途行われるようなものおよびネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等に含まれません。

v 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります）

10. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れについては、原則として、仕入税額控除の適用が受けられなくなります。

◆事業者免税点制度

基準期間（前々年）の課税売上高1,000万円以下の事業者は、原則として、消費税の申告納付義務がありません。

ただし、課税事業者を選択することは可能です。

ただし、免税事業者等からの課税仕入れについても、インボイス制度開始後6年間は、経過措置が設けられており、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除することができます。

具体的には、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、仕入税額相当額の8割相当額を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは、仕入税額相当額の5割相当額を、それぞれ仕入税額として控除することができます。

この経過措置による仕入税額控除の適用を受けるためには、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除または50%控除の特例の適用を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿を保存する必要があります。

◆経過措置適用の記載

経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載については、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法のほか、例えば、本経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

11. 免税事業者の登録

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、消費税の課税事業者に限られます。

したがって、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、本来は、課税選択届出書を提出して、課税事業者となる必要があります。

ただし、免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間（個人事業者の場合は、令和5年）中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、経過措置の適用を受けることによって、課税事業者選択届出書の提出は必要ありません。

経過措置の適用を受けて課税事業者となった個人事業者の場合、令和5年分の消費税については、令和5年1月1日から9月30日までは免税事業者、10月1日から12月31日までは課税事業者（適格請求書発行事業者）となり、10月1日以降3ヶ月分の消費税の申告納税が必要となります。

経過措置の適用を受けて課税事業者となった法人の場合は、法人の事業年度（課税期間）によって異なることになりますが、3月決算法人であれば、令

和5年4月1日から9月30日までは免税事業者、10月1日から令和6年3月31日までは課税事業者（適格請求書発行事業者）となり、10月1日以降6ヶ月分の消費税の申告納税が必要となります。

◆経過措置終了後の手続き

令和5年10月1日を含む課税期間以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者となるためには、課税事業者選択届出書を提出とともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1ヶ月前の日までに登録申請手続きを行う必要があります。

◆適格請求書発行事業者の登録の取消し

適格請求書発行事業者となった場合には、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、免税事業者にはなりません。

免税事業者となるためには、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出して、適格請求書発行事業者でなくなることが必要です。

12. 簡易課税の選択

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前に簡易課税制度選択届出書を提出したものみなされます。

したがって、個人事業者の場合は、令和5年12月31までに簡易課税制度選択届出書を提出（令和5年分から適用する旨を記載）すれば、令和5年10月1日から12月31までの課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

◆簡易課税制度

簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに簡易課税制度選択届出書を提出している場合に適用されます。

簡易課税制度は、課税仕入れ等に係る消費税額を課税売上げに係る消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて計算することになります。

したがって、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などは不要となります。

なお、事業区分ごとのみなし仕入率は次の表のとおりです。《表》

事業区分	みなし 仕入率
第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業に限る））	80%
第3種事業（農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業）	70%
第4種事業（第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業）	60%
第5種事業（運輸通信業、金融業および保険業、サービス業（飲食店業に該当するものを除く））	50%
第6種事業（不動産業）	40%

国税庁HP

II インボイス制度Q & A

《インボイス制度の影響》

Q 1 インボイス制度は、どのような取引に影響があるのでしょうか？

A 1 一般的には、B to B取引（対事業者取引）については、買い手の事業者の仕入税額控除に影響があります。

これに対して、B to C取引（対消費者取引）については、買い手の消費者には影響がありません。

《売り手の立場としての影響》

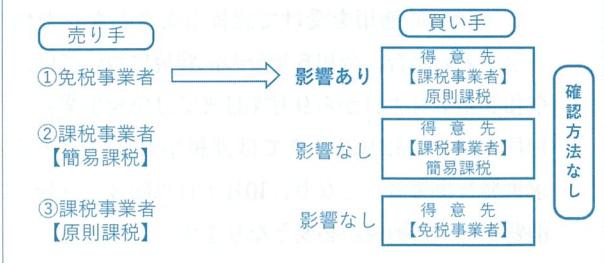
Q 2 売り手の立場として、インボイス制度の影響を考慮しなければならないのはどのような場合でしょうか？

A 2 売り手が課税事業者（原則課税・簡易課税）であり適格請求書発行事業者の登録をした場合には、買い手の状況に関わらず影響はありません。

これに対して、売り手が免税事業者である場合は、買い手が免税事業者または課税事業者（簡易課税）であるときは影響がありませんが、買い手が課税事業者（原則課税）であるときは、買い手で仕入税額控除が適用できない（経過措置はあります）ため影響があります。

ただ、買い手が課税事業者であるか、課税事業者の場合、簡易課税を選択しているか、推定はできるかもしれません、一般的に確認する方法はありません。

◆売り手の立場としての影響



《買い手の立場としての影響》

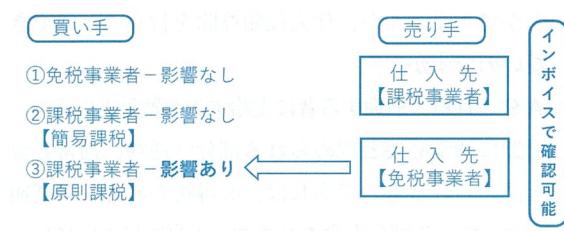
Q3 買い手の立場として、インボイス制度の影響を考慮しなければならぬのはどのような場合でしょうか？

A3 買い手が免税事業者である場合または課税事業者であっても簡易課税を選択している場合は、売り手の状況に関わらず影響はありません。

これに対して、買い手が課税事業者（原則課税）である場合は、売り手が課税事業者（原則課税・簡易課税）であり、適格請求書発行事業者の登録をしているときは影響がありませんが、売り手が免税事業者である場合は、仕入税額控除ができない（経過措置はあります）ため影響があります。

なお、売り手が課税事業者（適格請求書発行事業者）であるかどうかは、インボイスの交付の有無で確認することができます。

◆買い手の立場としての影響



《課税事業者の選択》

Q4 免税事業者は、課税事業者を選択して適格請求書発行事業者になるべきなのでしょうか？

A4 事業の種類や取引先との関係などによりますので、一概には言えません。

課税事業者を選択して適格請求書発行事業者になった場合のメリット・デメリット、取引先との関係等を慎重に検討する必要があります。

◆メリット・デメリット

	メリット	デメリット
免税事業者	消費税申告納税不要	取引排除・値引要請の可能性あり
課税事業者 (適格請求書発行事業者)	取引排除・値引要請の可能性なし	消費税申告納税必要

免税事業者のままで適格請求書発行事業者にならない場合のメリットは、消費税の申告納税が引き続き不要となることです。デメリットは、取引からの排除や値引要請の可能性があることです。

課税事業者を選択して適格請求書発行事業者になるメリットは、取引からの排除や値引要請の可能性がなくなることです。デメリットは、消費税の申告納税（申告に係る事務負担、納税に係る金銭的負担）が必要となることです。

《税負担の増加》

Q5 免税事業者が課税事業者になった場合、どのくらいの税負担が発生するのでしょうか？

A5 課税売上高や仕入税額控除により異なることになりますが、そもそも免税事業者であれば、（その課税期間か基準期間かの違いはあります）課税売上高が1,000万円以下であるので、仮に880万円（うち消費税等80万円）として試算してみます。

事務処理の負担等を考えれば簡易課税選択が現実的でしょうから、納付すべき消費税等は、「80万円 - 80万円 × みなし仕入率」となりますので、第1種事業（みなし仕入率90%）であれば $80万円 - 80万円 \times 90\% = 8万円$ 、第6種事業（みなし仕入率40%）であっても $80万円 - 80万円 \times 40\% = 48万円$ です。

また、その納付すべき消費税等は、法人税の損金、所得税（事業所得）の必要経費となりますので、法人税等、所得税等の税負担が軽減されることになり、実質的負担は更に小さくなります。

《取引条件の見直し》

Q6 免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことは問題ないのでしょうか？

A6 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（令和4年1月19日、財務省／公正取引委員会／経済産業省／中小企業庁／国土交通省）が公表されています。その中に、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直

すことに関して、次のQ & Aがあります。

Q 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

A 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

《免税事業者の留意点》

Q 7 適格請求書発行事業者にならない場合、令和5年10月1日以降、気を付けなければならないことがありますか？

A 7 「適格請求書発行事業者以外の者は、適格請求書発行事業者が作成した適格請求書または適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類を他の者に対して交付し、または提供してはならない」とされています。

したがって、請求書等の様式（記載内容、記載方法）が、適格請求書または適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示となっていないか見直す必要があります。

《屋号等の記載》

Q 8 現行の区分記載請求書に記載する名称につい

て、正式名称ではなく屋号を使用していますが、インボイスに記載する名称も屋号で認められるのでしょうか？

A 8 「現行、請求書等に記載する名称については、例えば、請求書に電話番号を記載するなどして、請求書を交付する事業者を特定することができる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。インボイスに記載する名称についても同様に、例えば、電話番号を記載するなどし、インボイスを交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません」とされています。

《通勤手当・出張旅費等》

Q 9 社員に支給する通勤手当や国内の出張旅費、宿泊費、日当等については、社員は適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができませんが、仕入税額控除を行うことはできないのですか？

A 9 社員で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分（通勤に通常必要と認められるものであれば、所得税の非課税限度額を超えている部分も含まれます）の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます。

また、社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分（所得税が非課税となる範囲内のもの）の金額についても、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます。

これらの金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。